

【都市公園法】 国の基準と条例（素案）との対比表

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
条例委任の規定	○ 都市公園法（昭和31年法律第79号） （都市公園の設置基準） 第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。		
	○ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号） （都市公園の配置及び規模に関する技術的基準） 第1条 都市公園法（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める技術的基準は、次条及び第2条に定めるところによる。		
都市公園の配置及び規模の基準	（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準） 第1条の2 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。	住民一人当たりの敷地面積の標準は、50平方メートル以上とする。	国の基準を参酌した結果、市の現状が約45m ² /人と国の基準を上回っている現状から、緑の基本計画（50m ² /人）との整合を図り、市独自の基準として設定する。
	（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準） 第2条 地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。	国の基準どおり	これまで国の基準どおり進めてきたことから、引き続き市の基準として設定する。
	一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準として定めること。	国の基準どおり	同上
	二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。	国の基準どおり	同上
	三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。	国の基準どおり	同上

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
都市公園の配置及び規模の基準	<p>四 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</p>	国の基準どおり	同上
公園施設の設置基準（建ぺい率）	<p>○ 都市公園法（昭和31年法律第79号） （公園施設の設置基準） 第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。</p>	国の基準どおり	国の基準を参酌した結果、市の平均が1.0%である現状を考慮して、引き続き国の基準である2%を上限として設定する。

項目	国の基準	条例（素案） （規則へ委任する場合を含む）	基準設定に当たっての考え方
特例が認められる場合の建ぺい率の範囲	<p>○ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号） （公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等） 第6条 第1項（略）</p> <p>2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	国の基準どおり	特例が認められる場合の建ぺい率の範囲は、引き続き国と同じ基準とする。
	<p>3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	国の基準どおり	同上
	<p>5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	国の基準どおり	同上